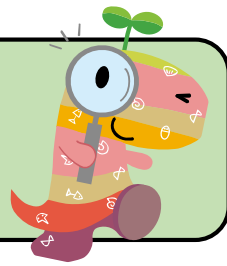


丹波市住まいるバンク 登録促進奨励金について



※報告より登録が先行した場合は、奨励金の交付対象にできません。

○丹波市住まいるバンク制度とは？

「空き家を所有している方」と「空き家を利用したい方」をマッチングする制度です。すべての取引は、住まいるバンクに登録された市内の不動産会社が仲介する仕組みになっていて、公的な制度として安心感が高く、空き家の利活用を希望する方にも、空き家の管理に悩む所有者の方にも、信頼してご利用いただけます。

○丹波市住まいるバンク登録促進奨励金の目的

空き家の放置は、倒壊、草木の繁茂や動物が住みつくなどの可能性があります。

- ・住まいるバンクの登録を促すことは、空き家等の有効活用、移住定住の促進及び地域の活性化を図ることに有効です。
- ・自治会等が関わっていただくことで、空き家所有者との連絡を継続し、空き家に起因する問題が起こったときにも速やかに改善措置を依頼できます。

○奨励金はいくら貰えるの？

登録1件につき **5万円** を交付します。

※奨励金は、同一空き家につき **1回** を限度とします。

○奨励金の対象者は？

住まいるバンク制度を紹介し、空き家が住まいるバンク登録につながった自治会、自治協議会が対象です。

※報告書、申請書類等は丹波市ホームページに掲載しています。

下記URL 又は **QRコード** からご確認ください。

<https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/toshijutakuka/gyomuannai/6/3/2841.html>

※報告より登録が先行した場合は、奨励金の交付対象にできません。



丹波市HP



お問い合わせ先

〒669-4192

丹波市春日町黒井811番地(春日庁舎2F)

丹波市 建設部 都市住宅課 住宅政策係

TEL:0795-74-2364 FAX:0795-74-1592

E-mail: toshiyuutaku@city.tamba.lg.jp